

名古屋市の子ども・若者・子育て家庭支援施策の変遷

—子ども青少年局設立 20 年を振り返って—

佐藤良喜（名古屋市立大学）

1. 子ども青少年局設置までの状況

日本の少子化の進展について、図 1 として令和 6 年版「こども白書」2 ページの表を掲げておいた。図 1 が示すように 2 回のベビーブームはあったものの長期的には出生数、合計特殊出生率は下がり続けている。この中で 1966 年の合計特殊出生率は 1.58 という極端に低い数値であった。この年の干支は丙午（ひのえうま）、迷信により夫婦が出産を差し控えた異例の年で、それ以下に下がることは当分ないであろうと思われていたが、1989 年の合計特殊出生率は 1.57 となり、1.58 をとうとう下回ってしまった。「1.57 ショック」である。

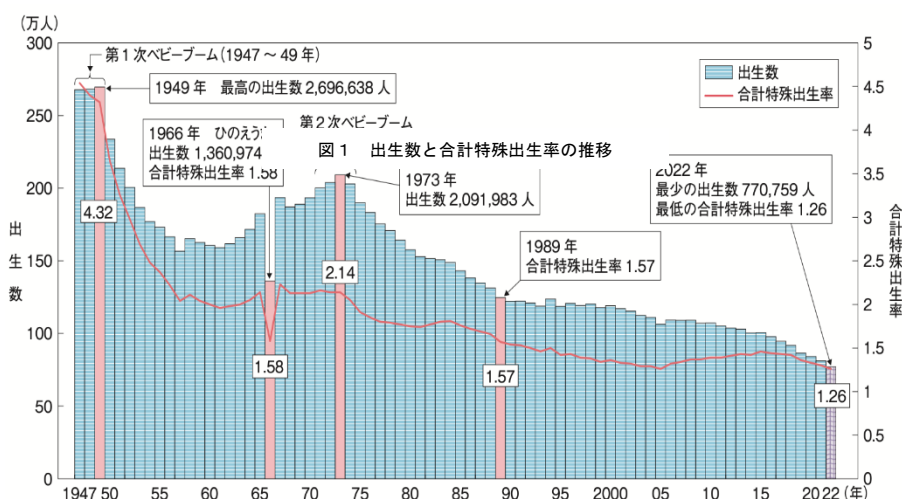
そのため国は 1994 年に初めての総合的少子化対策となる「エンゼルプラン」を策定した。仕事と子育ての両立を推進するため、育児休業給付の充実、保育所の増設などを打ち出した。数値化された目標は保育所関係だけであったものの、具体的な目標値を掲げて少子化対策を推進するという画期的な計画であった。さらに 1999 年には「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン」を策定して施策の充実に取組んだが、合計特殊出生率は下がり続けていた。

こうした状況の中で、国は 2003 年（平成 15 年）に少子化社会対策基本法を制定して少子化対策に本格的に取り組むこととした。また、これに関連して同年に次世代育成支援対策推進法を制定した。

少子化社会対策基本法は法律としては異例の長い前文があり、その中で少子化は「社会の根幹を揺るがしかねない事態」で「長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠」という認識を示し、従来の取組みに加えて更なる総合的な施策を推進することとしたのである。

また、次世代育成支援対策推進法は「急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務

を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、



もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする」とされており、自治体や企業に次世代育成のための具体的な行動計画を策定することを義務付け、社会全体で対応することを目指したことが特徴である。

名古屋市では、「名古屋市子育て支援長期指針（平成 11 年度～22 年度）」を策定していたが、次世代育成支援対策推進法に基づいて、新たに「なごや子ども・子育てわくわくプラン～名古屋市次世代育成行動計画（平成 17 年度～21 年度）」を平成 17 年 3 月に策定・公表した。この計画の中には、「こども条例（仮称）」の制定や次世代育成支援施策を推進するための組織体制の強化が打ち出されている。また、平成 16 年 4 月には健康福祉局に「次世代育成支援室」が新たに設置され、さらに平成 17 年の名古屋市長選では、当時の松原武久市長が選挙公約に次世代育成支援のための新局を設置することを掲げて再選されるなど、子ども青少年局設置に向けて準備が進められていた。

当時の他の政令指定都市の次世代育成支援担当部局設置への動きとしては、平成 16 年 4 月に札幌市が「子ども未来局」を、17 年 4 月には福岡市が「こども未来局」をそれぞれ設置している。また、横浜市は平成 15 年 4 月に「子育て支援事業本部」を立ち上げ、新局設置に向けて検討を進めていた。そして 18 年 4 月に、名古屋市の「子ども青少年局」、横浜市の「こども青少年局」がそれぞれ設置された。

2. 名古屋市子ども青少年局の設置

平成 18 年 4 月に子ども青少年局が発足した。当時の組織改正についての説明では、「『子どもや子育て家庭に思いやりのあるやさしいまち』をめざし、次世代育成支援を総合的かつ機動的に推進するため子ども青少年局を設置した。」となっている。第 1 次のなごや子ども・子育てわくわくプランでは次世代育成支援が全面に打ち出されており、専管する新たな組織として子ども青少年局を設置することで、次世代育成支援施策の一層の推進を図ることとした。また、新局のキャッチフレーズとして「子育てするなら名古屋で」がよく言われていた。子育て支援施策の充実により、子育て家庭を名古屋市に呼び込むことを意識していたと思われる。

組織としては、健康福祉局児童家庭部の保育課・児童課・次世代育成支援室・児童福祉センターなどを母体として、健康部の母子保健係、障害福祉部の障害児分野、福祉医療の子どもの医療費助成・ひとり親医療費助成制度を移管、これに教育委員会事務局の青少年室を加えて新たな局となった。また、当時の市民経済局で担当していた勤労者福祉としての就労支援も、若者の就労支援の一部については新局で担当した。子ども・若者・子育て家庭に関する施策をできるだけ新局に集約して総合的に展開する体制をとった。

併せて、区役所の組織も改変して、区民福祉部の民生課児童係を民生子ども課民生子ども係として、新たに主査（子ども家庭支援担当）を配置した。

3. 平成 18 年度から令和 7 年度までの予算の推移

次ページに表1として一般会計当初予算額・子ども青少年費（子ども青少年局所管の予算費目）の平成18年度（子ども青少年局発足年度）から令和7年度までの推移の表を掲げた。令和7年度は子ども青少年局設置から20年目にあたる。この20年間で予算に大きな影響を与えたと思われる事項について述べてみたい。なお、表1は毎年度名古屋市のホームページに公開されている「予算の概要」をもとに作成した。まず、一般会計全体に関して触れてみる。

平成20年に起こったリーマンショックは世界的に急速な景気後退の中で雇用情勢も悪化し、平成21年度予算では、市税収入は法人市民税の急激な減少で前年度を大幅に割込む減収となった。生活保護の保護率は前年度13.2パーミル（千分率）が16.1パーミルとなり、その後毎年増加が続いて、21.8パーミルに達して以後現在まで20パーミルを超えて高止まりとなっている。生活保護世帯以外にも貧困化が広がっており、特にひとり親家庭への施策に大きな影響を与えている。

表1 一般会計、子ども青少年費当初予算額の推移					
	一般会計		子ども青少年費		一般会計に占める割合
	予算額	指数	予算額	指数	
	千円		千円		
平成18年度 A	979,221,000	100.0	86,026,804	100.0	8.8%
平成19年度	978,990,000	100.0	88,415,882	102.8	9.0%
平成20年度	983,704,000	100.5	91,764,247	106.7	9.3%
平成21年度	990,803,000	101.2	98,515,039	114.5	9.9%
平成22年度	1,034,482,742	105.6	122,164,152	142.0	11.8%
平成23年度	1,049,914,375	107.2	134,697,949	156.6	12.8%
平成24年度	1,028,777,000	105.1	128,098,801	148.9	12.5%
平成25年度	1,025,909,000	104.8	130,167,220	151.3	12.7%
平成26年度	1,057,439,335	108.0	139,196,973	161.8	13.2%
平成27年度	1,072,256,000	109.5	146,053,523	169.8	13.6%
平成28年度	1,085,601,000	110.9	151,363,256	175.9	13.9%
平成29年度	1,171,188,000	119.6	159,766,532	185.7	13.6%
平成30年度	1,209,738,000	123.5	165,444,978	192.3	13.7%
令和元年度	1,249,889,000	127.6	174,150,671	202.4	13.9%
令和2年度	1,254,380,000	128.1	181,252,242	210.7	14.4%
令和3年度	1,319,390,000	134.7	164,979,671	191.8	12.5%
			187,684,197	218.2	14.2%
令和4年度	1,379,409,000	140.9	171,246,432	199.1	12.4%
			193,995,374	225.5	14.1%
令和5年度	1,412,048,000	144.2	179,176,818	208.3	12.7%
			202,168,691	235.0	14.3%
令和6年度	1,485,300,000	151.7	195,069,088	226.8	13.1%
			219,462,648	255.1	14.8%
令和7年度 B	1,617,187,000	165.2	231,688,441	269.3	14.3%
			258,067,289	300.0	16.0%
B-A	637,966,000		145,661,637		
			172,040,485		

注：子ども青少年費で令和3年度以降の2段書きで斜体の数値は、款「職員費」のうち子ども青少年局分を加えたもの。

平成21年に市民税減税を公約に掲げた河村たかし氏が名古屋市長に就任し、22年度から個人市民税・法人市民税10%減税を実施した。予算額では160億8,200万円の影響（市税の減収）があった。その後、個人市民税のみ5%減税へと制度の変更はあったものの、現在の広沢一郎市長もこの施策を継承しており、令和7年度予算では、102億3,800万円の市税の減収となっている。

平成24年度は23年度と比べて予算額が減少している。これは景気低迷による企業収益の悪化と市民税減税によるものと思われる。市民税減税はこの年から減税率を10%から5%に変更した。

平成29年度から県費負担教職員にかかる給与費負担が、都道府県から政令指定都市に移譲され、959億9,528万円が予算増となった。この年度以降約1,000億円の予算増となったわけである。指数をみても他の年度と比べて大きな伸びとなっている。財源としては県民税からの振替により

り個人市民税が2%増となり従来分と併せて税率8%となった。

また、令和元年度に入って世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症は、当初予算としては令和3年度から大きな影響がでたが、元年度3月末の市長専決処分による補正予算から始まり、2

年度は補正予算での対応が続き、感染症対策費をはじめ様々な分野で大幅な予算増となった。令和 7 年度に入って、やっとその大きな影響から脱したと思われる

令和 7 年度の伸びが大きくなっているのはアジア・アジアパラ競技大会の施設整備が本格化したためである。

一方、子ども青少年費に影響を与えた制度変更として、令和 3 年度予算から各局の所管する人件費に関して、款「職員費」として全局分を集約したことである。子ども青少年費を前年度と比較すると予算額が減少していることがわかる。ただ、このままでは平成 18 年度と同じ条件での比較が困難なため、参考値として「職員費」から子ども青少年局分を抜き出して子ども青少年費に加えた額を 2 段書の下段に斜体で表記した。

また、平成 24・25 年度は 23 年度に比べて予算額が減少しているが、これは主に一般会計の減に伴うものと「子ども手当」から「児童手当」に変更されたことによるもので、金額の見直しや所得制限が導入されたことが主な要因と思われる。

他にも事業所管の変更があり、放課後児童施策「トワイライトスクール」は、子ども青少年局設置当時に、教育委員会事務局所管であったが、平成 21 年度に、子ども青少年局へ移管された。また、令和 4 年度から、それまで子ども青少年局が所管していた「子どもライフキャリアサポートモデル事業」が教育委員会事務局へ移管、逆に民間幼稚園への私学助成に関しては、令和 7 年度から教育委員会事務局から子ども青少年局へ移管した。なお、公立幼稚園については、教育委員会事務局が所管している。

以上、一般会計全体と子ども青少年費に影響を与えた事項について述べてきた。続いて子ども青少年局発足時の平成 18 年度と令和 7 年度の予算額を比較してみる。既述したように予算額に影響を与えた様々な要素があるが、ここでは子ども青少年局の職員費を抜き出して子ども青少年費に加えた額（表の 2 段書の下段の斜体）で比較してみる。

まず、一般会計については、平成 18 年度 979,221,000 千円が令和 7 年度 1,617,187,000 千円となり、表の最下段の 637,966,000 千円の増、平成 18 年度を 100.0 とした指数の欄をみると 165.2、つまり令和 7 年度は平成 18 年度の約 1.65 倍となっている。

一方、子ども青少年費は 86,026,804 千円が 258,067,289 千円となり、172,040,485 千円の増、3.0 倍となっている。一般会計に占める子ども青少年費の構成割合は 8.8%から 16.0%となり、いずれも大幅な増となっているし、指数の欄の推移を一般会計と子ども青少年費で比較すると、子ども青少年費の毎年の伸びがいかに大きいかがわかる。

一般会計の伸びである 637,966,000 千円に対して子ども青少年費の伸びは 172,040,485 千円で、一般会計の伸びの 27%を占める。一般会計の伸びの 4 分の 1 以上は子ども青少年費の増に充てたことになるが、一般会計の伸びの中には平成 29 年度以降は県費負担教職員にかかる給与費分が毎年約 1,000 億円含まれているので、それを除いて試算すると子ども青少年費の伸びは一般会計の伸びの 3 分の 1 近くを占めることになる。子どもの人口が減少する中で、名古屋市として意識的に子ども青少年費に重点的に予算を割り当ててきたことがわかる。子ども・若者・子育て家庭支援施策を大きく推進するために、事業を専管する子ども青少年局を立ち上げて対応してきたことが、大幅な予算増に結びついたと考える。

次に子ども青少年費の予算額の増の内訳について、主な事業内容の推移を見てみる。

次ページの表2で、平成18年度と令和7年度の予算額で最も大きく伸びたのは、「保育所等運営費」である。66,831,223千円の増で、これは子ども青少年費全体の伸びの40%近くを占めている。か所数・定員ともに大幅な増となっている。保育所待機児童0を維持するために保育園の大幅な増設に長期間にわたり取り組んできたことがわかる。なお、増の要素として、国の基準で保育士への処遇改善分なども含まれている。

「児童手当」は34,672,215千円の増となっている。児童手当は長期的には少しずつ拡充されてきたが、令和5年度に策定された国の「こども未来戦略」の「こども・子育て加速化プラン」による改善が大きなもので、平成18年度と比べて月額単価は3歳未満の第1・2子及び第3子以降は3倍、対象者は18歳到達年度まで、それぞれ大幅に拡大している。さらに親の所得制限も撤廃された。

「子ども医療費助成」は8,574,610千円の増となっている。平成18年度では乳幼児医療費助成、小学生医療費助成となっていたが、子ども医療費助成として18歳到達年度までの入通院を対象として、親の所得制限も撤廃した。政令指定都市で親の所得制限なしで18歳到達年度までの医療費負担を全額無料にしている都市はない。大都市としては突出したレベルである。

「放課後施策の推進」では5,355,983千円の増となっている。平成18年度当時、トワイライトスクールは教育委員会所管であったが、21年度から子ども青少年局に所管を移した。か所数を増やすとともにトワイライトルームというスクールの時間延長タイプを大幅に増設した。保育所等の利用者が増えれば、放課後施策の利用ニーズも高まるため、それに合わせて増設してきたことがわかる。また、受入れ拡大への体制強化や利用料の減免拡大などの委託単価も増を図ってきている。

「子育て支援の推進」では1,995,882千円の増となっている。主な事業としては、誰もが気軽に集える親子交流の場として中学校区に1か所の拠点（子育て応援拠点、子育て支援拠点、子育て支援センター）を設けてきた。また、各区1か所の子育て応援拠点では一時預かりを実施するなど、より充実した支援を実施している。

「保育所運営費」から「子育て支援の推進」までの5つの事業の増額を合計すると117,429,913千円となり、子ども青少年費の伸びの3分の2以上となっている。

表2 子ども青少年局 主な事業内容の推移					
項目	平成18年度予算の主な内容	令和7年度予算の主な内容		増加額(千円)	
		予算額(千円)	予算額(千円)		
保育所等運営費	保育所277か所 定員32,405人	38,105,971	保育所等774か所 定員54,382人	104,937,194	66,831,223
児童手当	小学校6学年修了まで 第1・2子 月5,000円 第3子以降 月10,000円 親の所得制限あり 対象児200,100人	12,702,000	18歳到達年度末まで 3歳未満 第1・2子 月15,000円 3歳以上 第1・2子 月10,000円 第3子以降 月30,000円 親の所得制限なし 対象児305,878人	47,374,215	34,672,215
子ども医療費助成	就学前(入通院) 110,650人 小学校1～3年生(入院のみ) 30,900人 親の所得制限あり	5,352,039	18歳到達年度末までの 入・通院 311,702人 親の所得制限なし	13,926,649	8,574,610
放課後事業の推進	トワイライトスクール(当 時は教育委員会事務局所 管) 191か所(うち16か所は時 間延長型) 留守家庭児童健全育成事業 184か所	2,062,032	トワイライトスクール 204か所 トワイライトルーム 56か所 留守家庭児童健全育成事業 224か所	7,418,015	5,355,983
子育て支援の推進	地域子育て支援センター 25か所	1,420,962	子育て応援拠点 16か所 地域子育て支援拠点 45か所 地域子育て支援センター 50か所	3,416,844	1,995,882

この表には掲載しなかったが、その他の項目で「障害児支援施策の実施」として、令和7年度では22,466,450千円で子ども青少年費全体の約9%という多額の予算が計上されている。主な事業としては地域療育センター5か所、児童発達支援センター11か所、児童発達支援事業所67か所、放課後デイサービス128か所、多機能型事業所413か所がある。この項目に関する平成18年度の予算額は明確に表示されていなかったが、当時の地域療育センター3か所、

知的障害児通園施設10か所、児童デイサービス49か所から令和7年度までへの急激な施設増を考えると、相当大きな予算増となっていることが推定できる。

また、詳細なデータがなく予算額の比較はできなかったが、児童虐待対策では体制強化として、児童相談所については平成18年度で1か所、事務職員（主事）61人であったが、令和7年度では3か所となり事務職員（主事）228人（他に弁護士資格を持つ課長級職員を各施設1名ずつ配置）と大幅な強化がなされている。加えて、各区役所・支所に嘱託職員の児童虐待対応支援員各1人を配置し、5年度からは教育委員会の所管ではあるが「子ども応援委員会」のスクールソーシャルワーカーを併任配置するなど、市全体として大幅に職員体制が強化されてきた。こうした大幅な職員増により相当な予算増が図られてきたと思われる。名古屋市では平成23年に中学生の虐待死があり、その後、体制を継続的に強化してきた結果である。

以上、予算額の増という観点から、保育所等運営費、児童手当、子ども医療費助成、放課後事業の推進、子育て支援の推進、障害児支援施策、体制強化を含めた児童虐待対策について分析した。国所管である児童手当を除いて、子ども青少年局が市民のニーズに答えるため、局発足以前から実施していた施策の充実に取り組んできた事業である。基本的には、単価増、対象者増、施設のか所数増など、量的な増加によるものであるが、施策の変遷を考える場合、量的な面だけではなく、子ども青少年局が発足してから、少子化・人口減少や貧困化などの環境変

化の中でそれに対応すべく新たに取り組んできた施策についても検証する必要がある。局発足から相当な期間が経過しており、当初は新たな施策として開始しても、その後他の自治体に広がり一般化された施策も多いため、以下、「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」（以下「プラン 2029」とする。）の内容を参考にしつつ、現時点で独自性のあると思われる施策を中心に、今後の目指す方向性も視野にいれてまとめてみたい。

4. 子ども青少年局設置後の施策の充実と今後の方向性

令和 7 年 3 月に第 5 次となるプラン 2029 が公表された。この計画が初めて策定されたのは平成 17 年 3 月であったが、その時は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定された。その後、計画の位置付けが変わり、当初の性格を継承しつつも、「なごや子どもの権利条例」に基づく「子どもに関する総合計画」として策定されている。また、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」をそれぞれ包含した計画となっている。

なごや子どもの権利条例の前身である「なごや子ども条例」が平成 20 年に策定され、子どもに関する最も基本的な規定がなされたため、わくわくプランがそれに基づく総合計画として位置付けられられてきた。子ども・子育て支援事業計画は、介護保険制度で始まった手法を取り入れ、予めニーズを把握して行政区ごとに保育所等の事業の見込み量を算出して、それに対する供給体制を年次ごとに示した計画で、主として保育所等待機児童対策が中心となっている。子どもの貧困対策についての計画は、子どもの貧困率が上昇する中で自治体レベルでの対策を進めるためのものである。

まず、令和 2 年 4 月に施行され、子ども青少年局の施策の最も基本的な理念を表している「なごや子どもの権利条例」について触れる。この条例は平成 20 年から施行されていた「なごや子ども条例」を改正したもので、子どもは権利の主体であることと、その権利の保障をより明確にしたものである。

その伏線と考えられるのが平成 28 年の児童福祉法の大規模な改正である。同法では新たな理念として、第 1 条で児童の権利条約の精神にのっとり、全ての児童は適切に養育され、生活が保障される権利などを明確にした。2 条では国民は、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が考慮されるよう努めること、そして 3 条ではこれらの規定は児童の福祉を保障するための原理であり、児童に関するすべての法令の施行に当たって常に尊重されなければならないとした。この改正によって盛り込まれた理念は、その後の子どもに関する施策を展開する際に最も重要な考え方になったと考える。名古屋市ではこうした動きに敏感に反応して、子ども条例を子どもの権利条例に改正した。

これに関連する重要な事業として、子どもの権利擁護機関である子どもの権利相談室「なごもっか」を、令和元年 1 月に開設したことが挙げられる。これは保護者だけでなく、子ども自身が直接専門家に相談できる機関で、児童福祉法や子どもの権利条例の理念を具現化したもので

ある。

次に子どもの貧困に関する施策について触れる。国民生活基礎調査で相対的貧困率が公表されており、平成 24 年の調査で相対的貧困率が 16.1、子どもの貧困率が 16.3 と過去最悪になったことを受けて、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成 25 年に制定された。その後、対策が進み、直近の調査（令和 3 年）では相対的貧困率 15.4、子どもの貧困率 11.5 と改善されてきた。ただし、子どもがいる現役世帯で大人が一人の世帯（概ねひとり親家庭といえる）の 44.5 は、OECD 諸国の中でも最低レベルである。こうしたことから国は令和 6 年度にひとり親家庭に給付している児童扶養手当の所得制限の基準を引き上げ、3 人目の子どもへの手当て額を増額するなどの拡充を図った。また、児童手当も大幅に改善した。ひとり親家庭に関する税や社会保険料などの負担の軽減や手当などの給付の改善については、基本的に国の施策の一層の充実が待たれるが、自治体として名古屋市が取り組んできたことの重要な事業に平成 26 年度に開始された「ひとり親家庭中学生の学習支援事業」がある。ひとり親家庭の中学生を対象に週 1~2 回無料で学習支援や交流、保護者への支援をその内容としている。先行して健康福祉局が生活保護世帯等を対象に同様の事業を実施しており、平成 28 年度より両事業を一体的に進めている。市内に 150 か所の拠点があり、対象別に分けることなく、一体で利用できるようになっている。また、この拠点では、高校に進んだ子どもたちを対象に「高校生世代への学習・相談支援事業」も実施している。ここまでの水準で実施している自治体はない。親から子への貧困の連鎖を断ち切るため、この取り組みは重要な事業である。

その他のひとり親家庭に対する名古屋市独自の事業では、「養育費に関する公正証書作成費補助」として、不払いになった際の債務保証名義取得の公正証書作成や、家庭裁判所の調停等に係る費用を補助する他、「養育費保証料補助」として、養育費保証契約時の費用の補助もある。他の経済的負担の軽減としては、令和 6 年度から実施している「大学受験料等補助」に加えて、プラン 2029 では新たに転居補助、通学定期補助、自転車駐輪場利用料負担軽減補助などの事業を「実施に向けた検討」として掲載している。他には「居場所づくり事業」や体験事業として「文化・スポーツ交流事業」や「職業体験事業」も実施している。ひとり親家庭への基本的なメニューとして他の自治体が実施している内容に比べて、名古屋市は相当幅広い事業に取り組んでいるといえる。

障害児施策については、予算額の増のところで通園型施設の大幅な増について触れたが、プラン 2029 では、これらの拡充として地域療育センター 6 か所目の整備とサテライト拠点の設置について掲載している。児童発達支援事業所や多機能型事業所、放課後デイサービスは民間の法人等により拡大してきた施設であるが、地域療育センターは障害児に医療・福祉を総合的に提供する障害児療育の基幹的施設で、名古屋市が主導しないと設置が困難な施設である。この施設の整備により障害児施策全体の一層の充実が期待できる。

また、医療的ケア児など重度の障害を持つ児童に関する施策は、ここ数年飛躍的に充実を図っている。様々な施設で受け入れが進むように看護師配置の費用を助成している他、令和 6 年度には「人工呼吸器使用者への非常用電源装置購入補助」を実施するとともに、プラン 2029 では「医療的ケア児包括的なネットワーク」について拡充の方向を打ち出している。令和 7 年度には

「重症心身障害児等のレスパイト支援事業」で、在宅で看護・介護する家族支援としての訪問看護によるレスパイト支援、重症心身障害や難病等で生命が脅かされる子どもへの施策である「子どもホスピス支援に向けた調査等」をそれぞれ予定している。局設立時の理念である、「子ども・子育て家庭にやさしいまち」を目指して、あらゆる子どもを対象に施策を充実させていることがわかる。

プラン 2029 では、従来の計画では打ち出されてこなかった方向性として、「子どもの未来全力応援として、子ども・若者・子育て家庭を全力で応援する取り組みを局横断的に進め、子育てしやすい社会環境づくりを進める」とある。プラン 2029 の施策としては主に施策 6「子ども・若者の未来応援」と施策 20「子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり」に記載されている。この中で「子どもの体験活動の推進事業」では、令和 6 年度から、子どものライフキャリア支援を切り口として、将来に向けて生きる力を育む体験の場を提供する活動拠点の設置に向けての調査を実施している。また、調査の中では子どもからの意見聴取も行なっており、従来の「居場所」や「体験活動」とは異なった新たな活動拠点が実現されると期待できる。また、「子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成」として、令和 6 年度に子どもファスト・トラックの名古屋城導入実証実験が実施されている。こうした対応が広がり、健康福祉局で策定している「福祉都市環境整備指針」（障害者や高齢者、子どもや妊産婦等を念頭にハード面での都市整備基準）の子ども・若者・子育て家庭に関する社会環境版が出てくれば、先導的な施策となるであろう。

プラン 2029 の方向性で「局横断的に進める」部分も重要と考える。従来からこのプランは関係局の施策を子ども青少年局で取りまとめる中で、いろいろな連携によって施策の推進が図られてきた。既述した「中学生の学習支援事業」は子ども青少年局と健康福祉局との一体的な事業展開、また児童虐待対策では教育委員会所管の「子ども応援委員会」のスクールソーシャルワーカーの区役所・支所への併任配置などは連携の効果が上がっている例である。さらに、令和 6 年度から「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を健康福祉局が中心となって庁内横断的に設置して対策を進めていることも評価できる。

もともと健康福祉局や教育委員会事務局は子ども青少年局発足時から事業の結びつきが強かった局同士なので事業連携を進めやすいが、その他の局への広がりも進んできている。住宅都市局の事業で令和 6 年度から「名古屋住まいるプロジェクト」として子育て世帯や若者を対象に市営住宅の募集対象を拡大したり、家賃の減額や補助、中古住宅取得時の利子補給など、「住」の分野でも取り組みが進められている。また、プラン 2029 の新規事業として交通局が地下鉄への「子ども・子育てサポートベンチ・サポートスペースの設置」、「ベビーカーレンタルサービス」の導入などを予定している。予算関連資料で「主な施策等一覧」という資料があるが、その中に令和 6 年度より「子どもの未来全力応援」として市全体の新規・拡充事業を取りまとめた資料が掲載されるようになるなど、子育てしやすい社会環境づくりを目指して、局横断的な対応が庁内に浸透し始めていることがわかる。

子ども青少年局が発足後 20 年目となり、ちょうどその年に新たな計画として第 5 次となるプラン 2029 がスタートした。第 1 次の計画は局設置前の平成 17 年 3 月であったが両者を比較し

てみると、第 1 次は再掲事業を含めて 132 事業で 43 ページ、プラン 2029 は同じく 271 事業、他の計画が包含されてはいるものの 239 ページとなっている。この間の子ども・若者・子育て家庭への支援施策の充実がわかる。ここまで施策を推進してきた関係者の努力に敬意を表したい。

参考文献等

「こども白書」（令和 6 年版）

「中日新聞 朝刊」（平成 17 年 4 月 11 日版）

「なごや子ども子育てわくわくプラン～名古屋市次世代育成行動計画～（平成 17 年度～21 年度）」

「なごや子ども子育てわくわくプラン 2029～名古屋市子どもに関する総合計画～」

「名古屋市子ども青少年局事業概要」（令和 6 年度版）

「予算の概要」（平成 18 年度～令和 7 年度の各年度）（名古屋市ホームページ）

「一般会計予算に関する説明書」（令和 3 年度～令和 7 年度の各年度）（名古屋市ホームページ） 「主な施策等一覧」（令和 6 年度・令和 7 年度）（名古屋市ホームページ）